令和７年５月２日

林業死亡労働災害多発警報の期間が延長されました

～　５月１日から５月末日まで(１ヶ月間延長)　～

１　林業死亡労働災害多発警報の期間延長

道内では、林業における死亡労災が令和６年に４件発生したことから、令和７年１月３０日から同年４月３０日までを期間とする「林業死亡労働災害多発警報」が発令されていましたが、１月から３月にかけさらに５件発生したことから、「警報発令」期間が５月末まで、１ヶ月間延長されました。

本道における月別死亡労災の発生状況　　単位：人

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和７年	2	1	2										5
累計	2	3	5										5
令和６年	1										2	1	4
累計	1										3	4	4

２　労働災害再発防止対策（継続）

林業における死亡労働災害の多発に歯止めをかけるため、次のことに重点的に取り組みます。

⑴ 事業者・作業者のリスク管理の徹底
- ➢ リスクアセスメントの実施と「作業計画」の作成
- ➢ 日々のＫＹ活動の実践

⑵ 伐木に係る適切な作業手順の遵守
- ➢「会合線の一致」「切り残し(ツル)の確認」「クサビの使用」「合図・退避」等
- ➢ 上下作業の禁止など「立入禁止」の徹底

⑶ 適切な「かかり木」処理の徹底
- ➢「浴びせ倒し」「かかられている木の伐倒」「元玉伐り」の禁止
- ➢ 縄張・標識の設置の徹底と危険箇所への立入の禁止

⑷ 現場におけるコミュニケーションの徹底
- ➢ 伐木作業における合図の徹底
- ➢ チェーンソーマンと重機オペレーターの合図の徹底

⑸ 服装と防護具の装着
- ➢「下肢保護衣」「保護帽」「防振手袋」「安全靴」の装着
- ➢ 重機運転業務におけるシートベルトの装着

⑹ 緊急連絡体制の整備
- ➢ 連絡手段や連絡網の確認
- ➢ 搬送経路の確認と周知

上記に加え、

■ 関係機関等と連携した安全大会の開催

■ 分会・安全衛生指導員との連携による
- ○ 安全巡回指導の実施
- ○ リスクアセスメントの導入促進、普及定着への働きかけ

を実施する。
- ○ 安全巡回指導の実施
- ○ リスクアセスメントの導入促進、普及定着への働きかけ
- ○ 労働安全衛生改善対策セミナーの開催

を実施いたします。